

情報

年末調整・確定申告まで保管してください

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

国民年金保険料は、所得税・住民税の申告で納付全額が社会保険料控除の対象となります。

■控除対象

令和6年1月1日～12月31日に納付した保険料

■控除証明書の発送

令和6年1月1日～9月30日に納付した国民年金保険料の額を証明した控除証明書が、11月に発送される予定です。なお、10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付した人には、令和7年2月上旬に発送予定となります。

■社会保険料控除

送付された控除証明書（納付したことを証明する書類）の添付が必要です。年末調整や確定申告を行うまで保管してください。

■家族分を納付した場合

支払った人の社会保険料控除に加えることができます。家族に送られた控除証明書を添付して申告してください。再発行の依頼や不明な点は「ねんきん加入者ダイヤル」にお問い合わせください。

☎ねんきん加入者ダイヤル

▶ナビダイヤル☎0570・003・004

▶050から始まる電話☎03・6630・2525

※受付時間：月～金曜日午前8時30分～午後7時、
第2土曜日午前9時30分～午後4時

※第2土曜日を除く祝日、12月29日～翌年1月3日は利用不可

☎保険年金課☎983・2606

☎日本年金機構三島年金事務所☎973・1166

情報

財産管理に不安がある…身寄りがなくて今後のことが不安…

三島市成年後見支援センターをご利用ください



◀詳細・講座申込はこちら

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の生活を支えるための法律に基づく制度です。援助者（後見人など）を選ぶことで、本人が不利益を受けないよう権利や財産を守り、本人の意思を尊重した生活ができるよう援助します。

■法定後見制度

判断能力が不十分になってから、家族や本人が申立てを行い、家庭裁判所から選任された後見人などが本人の判断能力の程度や状況に応じ「後見」「補佐」「補助」の範囲内で援助します。

■任意後見制度

判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」、「どのような援助をしてもらうか」を、あらかじめ本人が、任意後見人候補者との間で、契約（公正証書）により決めておき、判断能力が低下した時に、その契約内容に従って、任意後見人が援助します。

■相談窓口（無料）

相 談	日 時
三島市成年後見支援センター	毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (土日祝・年末年始を除く)
専門職相談(弁護士) ※	毎月第1水曜日 午後1時～4時
専門職相談 ※ (司法書士・リーガルサポート)	毎月第3水曜日 午後1時30分～4時30分

※専門職相談は前日の午後3時までに予約が必要

■フォローアップ講座 「事例で学ぶ！成年後見制度」

司法書士や社会福祉士など、さまざまな専門職を講師として、全10回の講座を開催します。実際に身近な事例を通じて、どなたでもわかりやすく制度の仕組みなどを学べる講座です。(第1回は11月7日(木))

※日程および詳細はホームページをご覧ください。

☎・☎三島市成年後見支援センター（社会福祉法人三島市社会福祉協議会内）☎972・3221

☎福祉総務課☎983・2610

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

情報

健やかな育成に向けた取組を推進

11月は「静岡県子供・若者育成支援推進強調月間」



◀詳細はこちら
(市ホームページ)

子ども・若者の健やかな育成に向けた取組を推進するため、県では11月を「子供・若者育成支援推進強調月間」と定めて、支援のための事業を集中的に実施します。
☎生涯学習課 ☎ 983・0883

さつ、よい行いをほめる、頑張っている姿を励ますなど日常生活の中で無理のない取り組みをお願いします。

健全育成のために

- ▶ 大人が地域社会の一員としての自覚と責任をもち、健全育成にかかわりましょう。
- ▶ 家庭・学校・地域住民・関係機関が一体となり、有害環境の浄化に努めましょう。
- ▶ 子ども・若者とともに参加できるスポーツ大会、文化活動、奉仕活動が実施できるよう地域ぐるみで取り組みましょう。

面接相談・電話相談をご利用ください

三島市青少年相談室では、学校生活や不登校など、子ども・青少年や家族が抱えているさまざまな悩みについて面接相談や電話相談を受け付けています。

☎青少年相談室 ☎ 983・0886

地域の青少年声掛け運動

地域の大人が青少年に声をかけ積極的にかかわることとで、健やかな成長を支援していきましょう。あい

三島市青少年健全育成会の取り組み

三島市青少年健全育成セミナー（講演会、青少年健全育成成功者の表彰、声掛け運動）を開催し、地域社会の一員である大人として自覚と責任を持って青少年にかかわれるように、家庭、学校、職場、地域社会および行政が一体となって青少年健全育成運動に取り組んでいます。

市民生活
相談センター
からの
お知らせ

ストップ! 消費者トラブル



～ SNS 上で著名人からの投資話～
なりすましの詐欺を疑おう！

▶ トラブル事例

SNS 上で有名経済評論家主催の投資相談の広告に興味をもち、メッセージアプリに登録すると評論家アシスタントを名乗る人から投資話が届いた。有名な評論家なら信用できると思い、次々と勧められて総額1500万円を振り込んだ。アプリ上では利益が出ていたため、引き出そうとしたら出金に2200万円必要と言われた。

▶ アドバイス①

SNS 上で勧誘を受けた場合は、まず疑いましょう。

▶ アドバイス②

振込先に個人名義の口座を指定された場合は詐欺です。絶対に振り込まないでください。

▶ アドバイス③

被害回復が難しいため、安易に振り込まないでください。



不安に思ったときや困ったときは

三島市消費生活センター（市民生活相談センター内） ☎ 983・2621 または
消費者ホットライン（局番なし188）へご相談ください。

